

医療費の請求が適正かを チェックしています

保険証を使って医療機関にかかった場合、窓口で支払う額は原則、医療費の3割（小学校入学前は2割）で済みます。残りの医療費は健保組合が社会保険診療報酬支払基金（支払基金）を通じて医療機関に支払っています。支払基金では、医療機関からの請求内容が適正かどうかを審査しています。

